

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇訓令 鳥取県電報発信者符合の一部を改正する訓令
昭和三十五年十月鳥取県告示第四百八十八号の一部改正
- ◇告示 昭和三十五年十月鳥取県告示第四百八十九号の一部改正
解除予定の保安林にする旨の通知
木材業者及び製材業者の登録
教育職員の免許状の授与
土地の立入の許可

規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

別表第三

別表第三を次のように改める。

初任給基準表

職務の等級	技能職員		職 種	学 歴	免 許	初 任 給
	中 学 卒	高 校 卒				
1	一三、八〇〇円	一三、六〇〇円	初 任	給		
2	一三、三〇〇円					
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

備考

1 職種欄に掲げる職種の区分は、次に定めるところによる。

(1) 技能職員

車庫長、車庫主任、守衛長、副守衛長、交換室長、印刷技手長、自動車整備士、運転手、守衛、交換手、印刷技手、技工、業手、道路手、ボイラ技士、調理士及び昇降機手の職にある者

(2) 労務職員

常農夫、炊事夫、看護助手、用務主任、用務員、

附則別表第二を次のように改める。

寮母、検査助手及び販売員の職にある者
 2 自動車整備士、運転手及びボイラ技士のうち、高校卒よりも下位の区分に属する学歴免許の資格を有する者に適用される学歴免許欄の区分は、その就業に必要な免許等の資格を取得したときを高校卒とすることができる。

別表第一

技能労務職給料表

職務の等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1		21,200	14,100	12,300		
2		22,800	14,600	12,800		
3		24,500	15,100	13,300		
4		26,300	15,600	13,600		
5		28,100	16,300	14,100		
6		29,900	17,200	14,600		
7		31,700	18,100	15,100		
8		33,500	19,100	15,600		
9		35,200	20,100	16,300		
10		38,700	21,200	17,200		
11		40,600	22,700	18,100		
12		42,300	24,200	19,000		
13		43,900	25,700	19,900		
14		45,300	27,300	20,800		
15		46,700	28,900	22,700		
16		47,900	31,700	24,200		
17		48,900	33,500	25,700		
18		49,900	35,200	27,300		
19		50,900	36,800	28,900		
20		51,900	38,400	31,700		
21		52,900	40,600	33,500		
22			42,300	35,200		
23			43,900	36,800		
24			45,300	38,400		
25			46,700	39,700		
26			47,900	41,000		
27			48,900	42,000		
28			49,900	43,000		
29			50,900	44,000		
30			51,900	45,000		
31			52,900	46,000		

附則別表第二

暫定手当定額表

職務の等級 号 給	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	暫定手当定額	暫定手当定額	暫定手当定額
1	580	340	310
2	630	360	320
3	670	380	330
4	770	400	330
5	810	420	340
6	860	450	360
7	960	480	380
8	1,000	510	400
9	1,060	550	420
10	1,170	580	450
11	1,220	630	480
12	1,270	670	510
13	1,310	770	550
14	1,350	810	580
15	1,390	860	630
16	1,430	960	670
17	1,460	1,000	770
18	1,480	1,060	810
19	1,510	1,140	860
20	1,540	1,180	960
21	1,570	1,220	1,000
22		1,270	1,060
23		1,310	1,140
24		1,350	1,180
25		1,390	1,210
26		1,430	1,240
27		1,460	1,270
28		1,480	1,290
29		1,510	1,310
30		1,540	1,330
31		1,570	1,350

附 則

- (施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年九月一日から適用する。
- (昇給期間の短縮)
2 昭和三十七年九月三十日において附則別表に掲げられている号給を受けていた職員及び職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受けていた職員に対する昭和三十九年九月一日以降における最初の昇給については、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十年二月鳥取県条例第一号)附則第九項の規定の適用を受ける者の例による。
- (給与の内払)
3 改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて、昭和三十九年九月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の技能労務職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附則別表

等 級	号 給
1 等級	9 ~ 19
2 等級	13 ~ 19
3 等級	16 ~ 18
4 等級	26 ~ 30

備考 この表中「9 ~ 19」等とあるのは、「9号給から19号給までの号給」等を示す。

訓 令

鳥取県訓令第三号

鳥取県電報発信者符号の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

昭和四十年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県電報発信者符号の一部を改正する訓令

鳥取県電報発信者符号(昭和三十九年十一月鳥取県訓令第十五号)の一部を次のように改正する。

告示

一の項のかの部(農林部)中
カニ 耕地課
カニ 耕地課
カヌ 中海千拓室長
カネ 中海千拓室
に改める。
附則
この訓令は、昭和四十年二月十日から施行する。

鳥取県告示第七十号

漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第三項及び第六項の規定により、昭和三十五年十月鳥取県告示第四百八十八号(漁船損害補償法の一部を改正する法律附則第三項の規定によるみなし加入区について)の一部を次のように改正する。

昭和四十年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

この告示中「網代」

大岩

〃〃のうち大字網代の区域
〃〃のうち大字岩本及び大谷の区域」を

「網代」

〃〃のうち大字網代、岩本及び大谷の区域」に、

「賀露
酒津」

鳥取市のうち伏野、小沢見及び白兎を除いた区域
気高郡気高町のうち大字酒津の区域」を

鳥取県告示第七十一号

漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第三項及び第六項の規定により、昭和三十五年十月鳥取県告示第四百八十九号(漁船損害補償法第百十二条第一項に規定する加入区について)の一部を次のように改正する。

昭和四十年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

この告示中「未恒加入区

宝木

鳥取市のうち伏野、小沢見及び白兎の区域
気高郡気高町のうち大字宝木、奥沢見、富吉、常松、下光元及び上光の区域」を削り、

「羽合」

東伯郡羽合町一円

北条

〃〃北条町のうち大字国坂、江北、田井、弓原、下神及び松神の区域を

大良

〃〃大柴町のうち大字由良宿、妻波、大谷、西園及び東園の区域」を

「中部」

東伯郡羽合町、北条町及び大柴町の区域」に改め、

「賀露
酒津」

鳥取市一円
気高郡気高町のうち大字酒津、宝木、奥沢見及び水尻一円」に、

「東伯
赤碕」

〃〃東伯町のうち大字逢束、下伊勢、上伊勢、中尾、舎屋及び浦安の区域」を

「赤碕」

〃〃赤碕町及び東伯町の区域」に、

「淀江」

〃〃淀江町及び大山町一円」を

「淀江」

〃〃淀江町、大山町及び日吉津村の区域」に改める。

「八橋」 東伯町のうち大字八橋、丸尾及び徳万の区域を削る。
日和 西伯郡日吉津村一戸

鳥取県告示第七十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町長田字孝靈山一〇五一―四、大山町宮内字大内谷八八八―六・八八八―七（以上三筆国有林）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

無線中継所敷地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町金屋谷字枋谷原二―一・二―二・字枋水高原七九三―二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

一 保安林として指定された目的

水源のかん養

二 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七十三号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第三条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条例第六条第二項の規定により告示する。

昭和四十年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

木材業者

登録番号	登録年月日	住	所	氏名又は団体若しくは法人の名称及び代表者氏名
鳥木第 六九号	昭三九、一一、二五	気高郡鹿野町鷲峯		田中 林
八木第一一七号	一〇、二九	八頭郡若桜町来見野六二四		門村 正行
第一一八号			若桜	木島 公之
第一一九号	一一、二一		智頭町大内	山根猪十郎
第一二〇号				前橋 文蔵
第一二二号			新見	河村 輝夫
倉木第 七五号	一〇、七	東伯郡赤碕町赤碕		高力 貞美
第七六号	二〇	倉吉市西倉吉町		岩室 清春
第七七号		河原町	有限会社柳川建材店代表取締役	柳川春之助
第七八号		宮川町		田栗 道蔵
第七九号	二一	越殿町		安藤 源治
第八〇号	二二	上井		丹波 武男
第八一号		一六八	有限会社藤本製材所代表取締役	米山 昌幸
第八二号		三明寺		荒井 貞子
第八三号		東伯郡泊村園		松本 堯
第八四号	二三	赤碕町		井木 繁義

倉製第 四五号	一〇、二〇	倉吉市西倉吉町	岩室 清春
第 四六号	二一	越殿町	安藤 源治
第 四七号	二二	上井	丹波 武男
第 四八号	二三	一六八	米山 昌幸
第 四九号	二四	三明寺	荒井 貞子
第 五〇号	二五	東伯郡泊村園	松本 堯
第 五一号	二六	赤碕町	井木 繁義
第 五二号	二七	東伯町徳万	丸橋寿賀男
第 五三号	二八	光好	平井清次郎
第 五四号	二九	赤碕町赤碕	蔵田 武
第 五五号	三〇	東伯町山田	平野 博義
第 五六号	三一	倉吉市広瀬町一七二〇	福井 高信
米製第 三八号	三二	米子市東町七七	田中 武
第 三九号	三三	西伯郡西伯町落合三ノ三 株式会社矢田貝林業代表取締役社長	矢田貝雅由
第 四〇号	三四	下中谷八二四ノ二上長田農業協同組合組合長理事	遠藤 淳富
第 四一号	三五	絹屋	谷田 義光
第 四二号	三六	会見町田住	福井 唯雄
第 四三号	三七	宮の前二三三ノ一	中原 昌

第 八五号	東伯町徳万	丸橋寿賀男
第 八六号	光好	平井清次郎
第 八七号	赤碕町赤碕	蔵田 武
第 八八号	出上	前田 広光
第 八九号	赤碕町	高尾 修
第 九〇号	東伯町三本杉	馬野 勇夫
第 九一号	三朝町穴鴨一六八	小椋 般展
第 九二号	倉吉市広瀬町一七二〇	福井 高信
第 九三号	明治町	伊藤房之助
米木第 五五号	米子市東町七七	田中 武
第 五六号	西伯郡西伯町落合三ノ三 株式会社矢田貝林業代表取締役社長	矢田貝雅由
第 五七号	絹屋	塔田 義光
第 五八号	会見町天万九四六ノ四	植田 茂
第 五九号	中山町下甲二九〇番地	尾古 憲晴
第 六〇号	米子市末広町五八	永東 忠寿
第 六一号	境港市小篠津町五一七四	佐古 積栄
八製第 七一号	昭三九、五、二六 八頭郡智頭町大内	前橋 文蔵

第 四 四 号	〃	〃	〃	天万九四六ノ四	植田 茂
第 四 五 号	〃	一、五	〃	西伯町福成	亀田 久明
第 四 六 号	〃	〃	〃	絹屋	大前 勉
第 四 七 号	〃	一四	〃	米子市末広町五八	永東 忠寿
第 四 八 号	〃	二一	〃	境港市小篠津町五一七四	佐古 積栄
第 四 九 号	〃	二六	〃	米子市旗ヶ崎七三八の一	三沢 進
				三沢木材有限会社代表取締役	

鳥取県告示第七十四号

教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)第五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類

番 号 氏 名 本籍地

高等学校助教諭免許状 昭三九高助第一八号 阿式 頼子 鳥根県

鳥取県告示第七十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に基づき、土地の立入の許可をしたので、同

法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

電気に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)の規定によりその例によるものとされた

旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)による電気事業の用に供する電気工作物に関する事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

米子市目久美、美吉、長砂、車尾、中島、東福原、西福原、米原、三柳、両三柳、河崎

境港市竹の内、中野、上道、馬場崎

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十年二月十日から昭和四十年六月三十日まで